

身体拘束等の適正化のための指針

改訂版

令和 5 年 9 月

社会福祉法人須崎市社会福祉協議会

はじめに

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)において、

- 1 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用
 - (2) して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。と定められています。

社会福祉法人須崎市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、この省令に基づき、身体拘束等の適正化のための指針を以下のとおり定めます。

1 身体拘束等の適正化における基本方針

- (1) 身体拘束等の原則禁止

本会は、原則として身体拘束等を禁止します。

- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束等適正化検討委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行います。また、身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束等を解除すべく努力しま

す。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等適正化検討委員会において検討をします。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な活動をしていただけるよう努めます。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束等の適正化に向けた取組について、理解と協力を得られるよう努めます。

2 身体拘束等の適正化における体制

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置

本会は、身体拘束等の適正化に向けて身体拘束等適正化検討委員会を設置します。

① 設置目的

- ・ 事業所内での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導

② 身体拘束等適正化検討委員会の構成員

- ・ 本会事務局長
- ・ 本会指定訪問介護事業所管理者
- ・ 本会指定相談支援事業所管理者
- ・ 本会指定介護予防支援事業所管理者
- ・ 本会社会福祉士

- ③ 身体拘束等適正化検討委員会の開催
年1回以上開催（必要時はその都度開催）

3 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化検討委員会を開催し、拘束等による利用者の心身の損害や拘束等をしない場合のリスクについて検討します。身体拘束等を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認した上で、身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、身体拘束等解除に向けた取組、改善の検討を早急に行い実施に努めます。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。

また、身体拘束等の同意期限を越え、なお拘束等を必要とする場合については事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

法令上、身体拘束等に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得えなかった理由及び経過、解除に向けての取組方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

4 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行について職員教育・研修を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束等適正化研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

5 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、事業者ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

この指針は令和 4 年 12 月 1日から施行する。

附則

この指針は令和 5 年 9 月 20日 一部改訂する。